

令和7年度 第4回 長野県契約審議会

日 時 令和8年1月26日(月)

15時00分～16時12分

場 所 長野県庁西庁舎110号会議室

1 開 会

(事務局 契約・検査課 一由)

開始時間が遅れまして、大変申し訳ございませんでした。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから「令和7年度 第4回 長野県契約審議会」を開会いたします。

本日の司会を務めます一由と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。本日は9名の委員に御出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第4条第2項の規定によりまして、会議が成立していることを御報告いたします。この審議会は公開での審議となりまして、会議録は、後日、県のホームページで公表されます。

会議の終了事項につきましては、午後5時を目途としておりますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

ここで、本日の資料につきまして御連絡させていただきます。本日の会議資料は、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、資料に何か所か修正がございましたので、恐れ入りますが、資料は現在机上に置いてあるものをお使いいただきますよう、お願いいたします。

なお、事前にお送りした資料につきましては、会議終了後に回収いたしますので、机上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

続いて、報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願ひがございまして、本日の資料は、審議会の御意見などにより修正される可能性がございまして、その点に十分御留意いただきますようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の柳沢より御挨拶を申し上げます。

(柳沢会計管理者兼会計局長)

皆さん、こんにちは。会計管理者兼会計局長の柳沢でございます。

佐々木会長はじめ委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、最長最強寒波でなおかつ寒く、またお足元も悪い中ですけれども、御出席いただきましてありがとうございます。

今年度第4回目の審議会ということで、前回まで3回にわたって、委員の皆様には活発に御議論いただき御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

本日の審議会につきましては、次第に記載のとおり、各取組方針に関する2項目、それから建設に関しての2項目を御審議いただくこととしておりますので、引き続き、忌憚の

ない御意見を賜りますようお願いいたします。
本日は、どうぞよろしくようお願いいたします。

(事務局 会計局契約・検査課 一由)
ありがとうございました。

2 会議事項

(1) 前回審議会の振り返り

(事務局 契約・検査課 一由)

それでは、これより会議事項に入ります。

議長につきましては、「長野県契約審議会規則」第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、これより佐々木会長に会議事項の進行をお願いいたします。
よろしくようお願いいたします。

(佐々木会長)

それでは皆様、今年もよろしくお祈りします。

それでは、会議事項(1)「前回審議会の振り返り」につきまして、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

1ページ、資料1につきまして、9月に開催しました令和7年度第3回契約審議会の振り返りとして整理したものでございます。

前回審議会におきましては、改めてこの場で回答するような御質問等ございませんので、誤った要旨となっていないか、御確認をお願いできればと思います。

説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますか。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

それでは、この内容で問題がないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

(2) 審議事項

- ア 取組方針の変更 (案)
- イ 取組方針の実施状況について (区分設定及びとりまとめ方針)
- ウ 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し
 - a 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し (技術者の実績)
 - b 建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し (ICT 活用工事)
 - c 解体工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し (施工体制)
- エ 委託業務の総合評価落札方式における技術提案簡易型の試行について

(佐々木会長)

それでは、審議事項に移りたいと思います。

審議事項のア「取組方針の変更 (案)」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

資料2ページ、資料2-1を御覧ください。

「取組方針の変更 (案)」でございます。

まず、一つ目、長野県の契約に関する条例の基本理念を実現するため、取組方針を平成26年に策定し、その具体化にこれまで取り組んできております。近年の労務費、原材料費等の上昇を受けて、県の契約において価格転嫁を促進するため、取組方針の変更を行うものでございます。

変更内容としまして二つ目、基本理念の2という項目に「総合的に優れた契約の締結」とありまして、その中の1項目に「適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止」とあります。その中で、95番目「県の契約において、契約後に労務費や原材料費が上昇した場合には、状況に応じて協議し、必要な契約変更を行う」ということについて、今回追加させていただければと考えています。

変更契約につきましては、建設工事を始め既に実施している取組ですが、全ての契約において今後も適切に対応するため、取組方針を示していきたいと考えております。

「3 実施状況」でございます。

前回の変更で98の取組方針に対しまして、今回1項目追加しまして99ということになります。今回95番目ということでございますが、枝番がついているものがございまして、99個ということになります。

なお、アンダーバーがついておりますが、今まで既に実施している取組というものを四角で表記しておりました。一見して分かりにくいというような御意見がございまして、今回から二重丸に変えたいと考えております。

また、既に取組を終えているものを、実施している取組の二重丸 (既に実施している取組) のところに加えておりましたが、これについても実施中の取組というものを捉えていると言い難いと思いますので、欄外のほうへ取組完了として明示しております。ということで、六つを取組完了としております。

「4 変更スケジュール」です。

本日の審議会の審議をもって、2月に変更していきたいと考えております。

1枚おめくりいただいて3ページの資料2-2です。

今後取り組むものとしてまとめた一覧表となります。先ほどお話しした二重丸を全て外しまして、○が「着手しているがさらに検討を要する取組」、△が「今後検討を進める取組」、それらを一覧にまとめたものでございまして、今、◎の95番目の取組を追加してございます。

説明は以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありますでしょうか。特にございませんか。

< 「結構です」の声あり >

(佐々木会長)

はい。ウェブで御参加のお二方はよろしいですか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

それでは、この件につきましてはおおむね適当ということいたします。ありがとうございました。

続きまして、審議事項のイ「取組方針の実施状況」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

資料4ページ、資料3-1を御覧ください。資料でまとめておりますけれども、「取組方針の評価を行う上での区分設定について」としてありますが、これにつきましては、今年度第1回の契約審議会で取組方針の実施状況を取りまとめて、今後評価・検証をしていくということについて御了承いただいたところです。本日は、その取りまとめに当たり、今後の対応について説明させていただきます。

4ページの下段です。

まずは、取組方針の実施状況の確認ですが、それにおけるフレームワークとして、実施状況等を整理していく流れを御説明いたします。

①区分設定の確認です。本日審議していただく項目でございます。取組方針は98項目あると先ほど説明いたしました、非常に多岐にわたっておりまして、1回目の審議会でも、課題や問題点が非常に多くあるかどうかという意見もあり、それらをどうまとめていくかというところの御意見をいただいたところですが、それについて課題等を抽出して、整理、取りまとめるため、区分設定としまして、実施区分ⅠからⅢまで設定いたしました。

実施区分については、下のオレンジのところを見ていただければと思いますが、記載のとおり、区分Ⅰとしましては、成果指標や目標が明確であり、達成度や実施状況が定量的に表されるもの。区分Ⅱとして、指標や目標の設定に適さないが、実施状況が定量的に表せるもの。区分Ⅲとして、指標や目標の設定に適さず、実施状況が定性的となるもの。そういった区分設定をしております。

この区分設定の中の指標や目標値、あるいは達成度や実施状況というような内容に応じて、それぞれ実施区分を設定するものです。指標や目標は後ほど説明いたします。

上に戻っていただいて、②実施状況のとりまとめでございます。

設定した実施区分に沿って実施状況等を取りまとめていくこととしまして、来年度以降、審議会に報告させていただければと考えております。なお、区分ⅠとⅡにつきましては定期的に報告、区分Ⅲについては、まとめは行いますが、書面報告のみとさせていただければと考えております。

次に③、達成度や実施状況等に対する評価・検証を実施でございます。各取組方針のとりまとめを来年度以降説明していきますが、その取組方針の評価・検証の実施を今後検討していきたいと考えております。

最後に④ですが、③を受けて、必要に応じ成果指標や目標の再検討や取組方針の見直し等を実施していければと考えております。

5ページに移っていただいて、上段の部分です。

実施区分と報告内容の関係を示したものでございます。先ほど説明いたしました、区分ⅠからⅢについて、実施区分の成果指標や目標の設定の有無、あるいは達成度・実施状況の内容が定性か定量かで区分してございまして、区分ⅠとⅡについては説明報告、Ⅲについては書面報告のみとしていきたいと考えております。

その下段を見ていただきまして、区分Ⅰについてのとりまとめのイメージになります。取組方針18番「庁舎等の清掃業務及び警備業務などの『その他の契約』において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する」というものでございます。これについては、原則全ての清掃業務や警備業務において制度を導入することを目標としており、達成度は右下の表のとおり示すことができるということで区分してございます。

次の6ページ、これも実施状況を取りまとめたものでございまして、こういったものを今後お示しし、説明・報告していきたいと考えております。

下段は、区分Ⅱの例でございます。これについては、取組番号4番「県の契約において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札または公募型見積合わせを原則とする」というものでございます。全ての契約を対象としているため、目標となるものは特にございませんが、現在の実施状況を示すことができるということから、区分Ⅱに設定していきたいと考えています。

続いて、7ページをお願いいたします。

上段は、実施状況をこんな形でまとめていきたいというイメージでございます。

下段は区分Ⅲのとりまとめ例でございます。取組番号1番「建設工事及び森林整備業務、建設工事等に係る委託、製造の請負並びに物件の買入れにおいて、毎年度、当該年度の一般競争入札に係る発注見通しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する」という

ものでございますが、これらについては、対象案件全案件の発注見通しを県ホームページに掲載するというものでございまして、全案件を行うものでありますから、区分Ⅲに該当するという事です。

以上、来年度こういった形でとりまとめていきたいというイメージでございますが、次の8ページ以降、全ての取組方針に対して、特に真ん中から右側、それぞれ建設工事と建設工事等に係る委託という欄と、製造の請負・物件の買入れ・その他の契約という欄で、成果指標・目標と達成度・実施状況の項目出しをして記載しております。

さらにその右欄を見ていただいて、先ほどお示ししました区分ⅠからⅢに振り分けて●を記載しています。このうち区分Ⅰと区分Ⅱについては来年度の契約審議会にて報告、区分Ⅲについては書面報告のみとさせていただきたいと考えております。

さらに、一番右の列ですが、「審議会での報告状況」という○がついている欄がございます。これについては、今まで定期的に報告しているものでございまして、こういったものは改めて報告はしないことにさせていただければと思います。

以降、8ページから15ページまで同様の記載となっております。

なお、参考に区分Ⅰと設定したものが8項目、区分Ⅱとしたものが66項目、区分Ⅲが17項目となります。

また、一応全取組方針を項目出しをしています。来年度、その都度とりまとめた結果を報告していきます。内容によってはデータが変わる場合もございますが、こういったものを示し、説明・報告していきたいと考えております。

以上、取組方針の実施状況のまとめ方、それと審議会への報告、今後の取組方法について御説明いたしました。御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますか。

濱委員、どうぞ。

(濱委員)

御説明ありがとうございました。区分設定のⅠとⅡというのはとても明確で分かりやすいのですが、区分Ⅲの定義「指標や目標の設定に適さず、実施状況が定性的となるもの」について、この定性的となるものの評価対象項目がとても多いので、ポイントとするところを御説明いただいてもよろしいですか。

(事務局)

区分Ⅲの内容ということでしょうか。

(濱委員)

区分ⅠとⅡは、設定の上で明確に評価できると思いますが、Ⅲの「指標や目標の設定に適さず、実施状況が定性的」について、この定性的というのは、評価の項目としてつなげていくのが難しい気がします。

そこで、評価項目がいくつかに分かれている中で、区分を判断する際の考え方やポイント、特に「定性的」とはどのような基準や視点で判断していくのかについて、教えていただければと思います。

(事務局)

取組方針の内容によっては、これこれこういったことを「取り組む」とか、「行う」という表現になっています。最終的には実施状況が「やっている」か「やっていない」かで判断するということもありまして、そういったものが多いのが区分Ⅲになるかと考えています。

(濱委員)

「定性的」なので「やっている」か「やっていない」かではなくて、これこれこういう理由でこうなった、という性質があるような気がします、そういう決め方ではないということでしょうか。

(事務局)

先ほどイメージをお示しした取組番号1は、毎年「発注見通しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する」ということになってございます。これについては、機械的に全案件を公表するというようにしてございまして、結果的に全案件を長野県のホームページで公表を行っているという状況なので、実施しているかどうかという形となります。そういったものについては定性的であって、区分Ⅲであると考えております。

(濱委員)

分かりました。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。

秋葉委員、どうぞ。

(秋葉委員)

ありがとうございます。意見というより質問ですが、●が区分ⅠにもⅡにもⅢにもついていない項目が二つぐらいあるように見えますが、それはどういった扱いになるのでしょうか。

(事務局)

印がついていないのは△の取組方針でして、まだ着手していないもの、今後検討を進めるというものでございます。ということで、まだ検討している段階ですので、達成度や実施状況というのが示せないということから、区分設定はしていない状況です。今後取組が進んだところで報告していくものと考えております。

(秋葉委員)

分かりました。ステータスが違うということですね。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

西澤委員、どうぞ。

(西澤委員)

濱委員の御意見に続くのですが、定性的というのは非常に難しいです。例えば、取組番号1の「発注見通しに関する事項を長野県公式ホームページで公表する」、この公表状況の確認というところが成果指標・目標であると思いますが、公表したら公表率は100%と評価することはできないのでしょうか。「県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと、社会保険に加入していること」でも、同様に評価できると思います。

指標の捉え方によって、定性的なものも定量的な評価をすることができるのではないのでしょうか。

(事務局)

御意見のとおりだと思います。ただ、非常に対象とするものが多く、全て把握できないという事情もあり、そういった中で把握できたものは全てやっているとすれば、どうしても定性的にとしか言いようがないという事情があり、このようにお示しさせていただいております。

(西澤委員)

分かりました。そういうことですね。KPIが多過ぎるんじゃないですかと指摘した張本人ですから、承知いたしました。ありがとうございました。よく分かりました。

(佐々木会長)

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

それでは、特段御意見もないようでございますので、この件についてはおおむね了承ということにいたします。

(事務局)

すみません、追加で1点、来年度以降報告していきたいと思いますが、報告については、審議会が年4回ありますので、報告も4回に振り分けて行っていきたいと考えているところです。報告の方法は事務局のほうに任せていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(佐々木会長)

とりまとめやすい方法があるでしょうから、お任せします。よろしいですね。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

では、来年度以降、順次御報告をいただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

(濱委員)

すみません、もう一つ質問お願ひします。5ページ区分Ⅰの例の右上で、策定が平成26年で、見直しが令和3年と記載されています。区分Ⅱと区分Ⅲについては、平成26年のまゝ変更がかけられていないのはなぜですか。理由をお聞ひしたいです。

(事務局)

取組方針の内容を見直す場合、その都度、契約審議会に諮っております。5ページの取組番号18番につきましては、「清掃業務及び警備業務などの」とございますが、一部拡大をしているというようなことから、内容、項目を見直してございます。こうしたことから「R3変更」という記載をしております。

(濱委員)

区分ⅡとⅢについて、平成26年のまゝで変更がかけられていないのはなぜでしょうか。

(事務局)

6ページの下段、取組方針4番について、これまでこの内容に変更がなかったため、変更の記載がありません。取組状況が△から○になったとか、○から◎になったとか、そういった変更があれば、何年度変更という記載をしております。

取組番号18番については、一部内容を変更していますが、R3年に△の状態でした。「今後検討を進める」という取組でございました。それが「着手しているがさらに検討を要する」、一部着手をしたということで○に変更になりました。そういった意味で、R3の変更というのを記載しております。

今、手元にないと思ひますが、長野県のホームページに公表している取組方針のまとめを見ていただくと、取組方針の前に、△○□の記号がついています。これから◎に変えていきますが、そういったものが変わるようであれば、以前から御審議いただき、契約審議会に諮っております。そういった内容が変わった際に、いつ変わったかというのが分かるように、作成イメージの資料には記載しております。

(濱委員)

分かりました。ありがとうございます。

(佐々木会長)

それでは、次に移りたいと思います。

ウ「建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し」について、これは、a、b、cをまとめて御説明いただいでよろしいですか。では、お願いします。

(事務局)

資料は16ページ、右肩上に資料4-1とございます。17ページが4-2、18ページが4-3ということで、続けて御説明いたします。

まず、一つ目、資料4-1、「建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し(技術者の実績)」についてでございます。

皆様御存じのとおり、建設産業における若手入職者の減少、熟練技術者の離職の増加に伴いまして、建設産業の継続、あるいは技術継承というのが困難となりつつあります。地域の守り手である建設業の持続可能な事業継続が危ぶまれる中、次代を担う若手技術者を育て、活躍できる魅力的な建設業を目指すため、総合評価落札方式における価格以外の評価点の評価項目を見直しするものでございます。

「1 現状と課題」でございます。若手技術者の活躍できる場の確保としての総合評価落札方式における取組は、平成27年から随時見直ししながら進めている中、評価における技術者の実績につきまして、これまで新たに配置できるようになった管理技術者補佐や、現場代理人として配置された場合の実績というものが評価されないという状態で行ってまいりました。

建設工事におきましては、若手技術者が経験を積むために、ベテラン技術者の現場に管理技術者補佐、あるいは現場代理人として担当する工事というのが多くございます。国交省発注の工事では、それらの技術者の担当した工事の実績として認められている状況でございます。

そこで、「2 見直し内容」でございますが、若手技術者の活躍できる場を確保するためにも、これまで管理技術者、主任技術者として担当した工事というものに加えまして、管理技術者補佐や一定の資格を有する現場代理人として担当した工事の実績として認めるとして、見直しをしてまいりたいと考えています。

なお、現場代理人につきましては、資格がなくてもこの職に就くことができるということもありますので、一定の資格を有するという事で、見直し内容の※にございますが、一級または二級国家資格を有する、もしくは一級施工管理技士補の資格を有する技術者を対象としたいと考えてございます。

導入時期でございますが、令和8年5月の入札公告案件から適用を予定したいと考えております。これにつきましては、これまで制度の見直しというのは4月とかが多かったんですけれども、我々も転退職の時期でございまして、いきなり新たに来た人間が新制度の見直しと重なってしまうと発注者のほうも混乱してしまうということもありまして、今年度につきましても、見直しについては4月の1か月間を周知期間としまして、5月1日からの見直しとさせていただきますので、この見直しにつきましても、5月の入札公告案件からとさせていただきますと考えており、この後御説明する2項目についても、5

月の実施時期とさせていただきます。

続きまして、17 ページの資料4-2を御覧ください。

価格以外の評価項目のうち、技術者要件の ICT 活用工事についての見直しになります。

「1 現状と課題」としまして、県では、令和2年から、総合評価において、ICT 活用工事の実績というものを加点評価しまして、令和5年からは、県内企業が ICT 技術の活用拡大を図るため、ICT 活用をしますという誓約でも加点することとしております。その後、対象工事を拡大するなど見直しを進めておまして、ICT 活用工事の実施件数は年々増加してきている状況が「現状と課題」の中にあるグラフ、令和2年から御覧のとおり増えてきている状況でございます。

一方で、関係団体の皆様と意見交換をする中で、ICT 活用における実績のある技術者への加点というものが技術者の固定につながり、活用拡大の阻害要因の一つになっているという御意見、また、ICT 活用には多額の費用が必要だということから、企業としての取組が重要との御意見もいただいているところでございます。

そこで、「2 見直し内容」としまして、表にございますとおり、総合評価のうち、企業を評価する「建設マネジメント ICT 実績」での加点につきまして、これまで0.25 という加点をしてございましたが、それを0.5に増やしまして、下段になります工事ごとに配置される技術者を評価する技術者要件の加点項目から、ICT 活用工事の実績というものを、これまで0.5 加点しておいたものを廃止とするものでございます。

なお、注釈にございますが、従来どおり建築工事及び ICT 技術を活用できない工事は対象外としまして、先ほど述べました ICT 活用を誓約する者への加点はそのままとしまして、企業の実績を、これまで竣工日から1年以内としていた実績について、今回廃止をする技術者要件と同じ2年以内として運用していきたいと考えております。

次に、18 ページの資料4-3を御覧ください。

解体工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し（施工体制）になります。

「1 現状と課題」は、記載のとおり平成30年から総合評価において、解体工事のうち、自社保有の解体用重機の実績に加点する取組を始めている中で、解体用重機、バックホウのバケット容量が0.28 立米以上の保有者に加点しているところですが、実際の工事に必要な容量は0.5 立米ということで実情と乖離しているという状況でございます。

また、解体用重機に取りつけるアタッチメントにつきまして、解体する建築物の構造に応じて使い分ける必要があるものの、現状では構造に関係なくアタッチメントが現場にあれば加点という状況でございまして、これも関係団体の皆様と意見交換をする中で、実情に適した重機・機材に加点するべきとの御意見をいただいております。

そこで、「2 見直し内容」になりますが、解体用重機、バックホウのバケット容量を0.28 立米から0.5 立米に、解体用アタッチメントの圧砕機または切断機を、大割圧砕機、鉄骨造の場合は鉄骨切断機としまして、対象工事の規模等によりまして加点条件を設定することができるよう見直しを考えております。

3項目につきまして、説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいま3項目のお話がありましたけれども、どの点でも結構ですので、御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。

澤口委員、どうぞ、

(澤口委員)

bのICT活用工事の部分で2点ほど確認というか、御質問させていただきます。

建設マネジメント側のICT実績を重視して、技術者個人のICT技術点を制度から外すという方法は国交省のほうでもそのような形で、流れとも整合が図られると思います。

一方で、企業実績に比重が移ると、中小企業の参入機会や、いわゆる現場技術者の育成、さらには実績の質の担保といった点で課題が生じる可能性もあるのではないかと考えます。

そこで2点、国交省の制度と整合性も図られますが、県として独自に検討した課題かどうか、影響評価というのがあるかどうか。

あと、この変更によって県として期待する具体的な効果、例えば、ICTの施工の質向上だとか、普及促進だとかあるかと思えますけれども、この2点についてお答えできるものがあれば、この場でお願いしたいと思えます。

(事務局)

ありがとうございます。

1点目の県として特に検討した課題や影響評価等あるかということです。すばり回答になっているか自信がございませんが、県としましては、この評価の導入については、先ほどの御説明いたしました、担い手不足や働き方改革につながる生産性向上の取組として、ICTなどの最新技術の活用の推進というものを政策的に進める必要があるとして、企業評価と併せて技術者の評価というものを設定しておりました。

その効果もあって、活用実績が着々と増えてきた一方で、ICT活用実績をつくろうにも実績を持った技術者が存在する企業というものが一步リードする形、例えば、そういった実績を持った技術者はいるんだけど、今、別の工事を担当している、あるいは直前で転職してしまったと、要は、応札時にそういった実績の技術者がいない企業というのは加点がされなくなってしまうということで、落札しにくい状況もございました。

企業の実績評価のみとすることで、ICT活用実績を有する企業の多くが入札時の実績技術者の有無にかかわらず落札できる可能性が高まることについては、ひいては若手や中堅技術者など、これまでそういった実績を有していない技術者の企業が、その評価を受けて落札することで、そのICT活用の工事を担当する可能性も見込まれるということから、より競争性を高めるとともに、実績のある技術者に頼り切りになるのではなくて、企業として実績を積むことに注力されることにつながるということで、よりICT活用が推進されると考えてございます。

あわせて、ICT活用には、先ほども述べましたが、通常工事よりも多額の費用が発生することになります。そうすると、実績を豊富に有する技術者がやりたいと思っても、当然企業の協力がなければ活用は実現しないということで、企業さんの努力というのは避けて通れないということになります。企業評価のみとすることについて、そういった意味でも妥当ではないかと考えております。

なお、御指摘いただきました中小企業の受注機会の確保につきましては、ICT 活用に限らず、優先すべき課題と考えておりまして、今後も関係団体の皆様と意見交換しながら、中小企業の受注機会の確保については、ICT と併せて検討していきたいと考えておるところでございます。

2点目、この見直しによりまして県として期待する具体的な効果ということでございます。この点につきましては、重複してしまうところがありますが、ICT 活用につきましては、実は現場にとって非常にメリットの高い取組だということでございまして、これが企業の規模にかかわらず現場の技術者、あるいは企業がそういったメリットに気づいて受け入れしてほしいという意図があります。

また、おそらく近い将来、もう ICT 活用というのが標準化される時期が来ると推測されますので、今のうちに多くの企業に活用していただきたいし、導入に踏み込んでいただきたいという意味もございまして、普及促進につながると考えてございます。

質の向上につきましては、多額の費用を投入してまで活用した結果として、品質の高い現場の完成・引渡しができる、もし引渡しができるできないということで、現場ごとの利益、要はできない現場については利益が上がらなかつたり、あるいは成績評定にもつながっていくと、高い・低いということにもつながりますので、企業としては、コスパを高める努力がなされるものと考えております。コストパフォーマンスについては、ICT 活用に慣れることでおのずと向上していくと考えておりますので、そういう意味で、ICT が施工の品質向上にもつながるといって普及促進を図ってまいりたいと考えております。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。3項目、いずれでも結構ですが。秋葉委員、濱委員も、何かありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、おおむねこの件については適当ということによろしいですか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

では、おおむね適当としたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、審議事項のエ「業務委託の総合評価落札方式における技術提案簡易型の試行について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料19ページ、右上の資料5を御覧いただきたいと思っております。

「業務委託の総合評価落札方式における技術提案簡易型の試行について」でございます。

「1 現状と課題」としまして、業務委託の総合評価落札方式におきまして、より難度の高い業務で、企業の工夫により成果品の品質を高める企業提案を評価する技術提案型により実施してきました。技術提案書の作成やヒアリング、評価会議の開催など、受発注者双方に相応の労力が必要なこともあり、なかなか適用される件数が増えないという状況が、

「現状と課題」の中の表を御覧いただくと、委託業務において、最上段に技術提案型とございますが、令和3年度から、0件、5件、1件、8件ということで、合計の件数1,000件近い件数に比べて非常に少ないということで、なかなか適用されてきていない状況がございます。

そこで、技術提案型の採用には至らないものの、業務内容として企業の工夫の余地があるものについて、簡易的な技術提案型により成果品の品質を高める取組を進めたいということで、技術提案簡易型の試行について実施したいと考えております。

内容としましては、技術提案型同様、企業の技術力や業務理解度など、総合的に評価して適切な業者選定を可能とするものでございまして、従来方式では「2 見直し内容」の左下の表にあるとおり、必須項目というものと、下段にございます4項目の中から、発注者のほうで業務内容に応じて1ないし2項目を選択して提案を求めるということで、必須プラス選択項目を併せて評価をするものでございます。

それに対しまして、簡易型では、必須項目である業務の実施方針、実施体制、工程に関する事項でございますが、こちらの必須項目のみで評価することとしまして、また審査者の選定についても、従来方式ですと、本庁で選定しまして外部の審査員を入れておりましたが、簡易型では発注機関の長が選定すること、また外部審査員は設けないということで、評価会議を開催しやすくすることでこの方式を発注機関が適用しやすい形にしたいというものでございます。

この試行によりまして、品確法の趣旨である多様な入札方式の採用による受注機会の確保と、成果品の向上に資すると考えております。まずは、新年度において試行を実施していきたいと考えております。

資料5についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等ございますか。

木下委員、お願いします。

(木下委員)

施工会社側からは、業務委託の成果品と現地の食い違いがあるという指摘が長年出てきているので、こういった簡易型の技術提案型でも、成果品の評価といったものをきちんと仕組みとしてやっていっていただきたいと考えているんですが、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。これまで業務委託の成果品を工事に適用させたところ、現場に入ってみたら条件と異なっていたということで、だいぶ工事の業者さんのほうに手間をかけさせている部分があるというのは認識しております。

この簡易型に限らず、大きな課題につきましては、最近設計施工一体型という発注方式もあることから、そういったものも試行を検討してまいりたいと考えておりますし、そういう意味で、今回この簡易型というものによりまして、企業の現場の理解度が評価できる

というところもありますので、担当者は現場を当然知っている者が担当しますので、そういった観点からも評価できると考えておりますので、少しでも現場に即した形の成果品になるように、要領の中でもそういったことを明記して、より現場に即した成果となるように努めたいと思います。

(佐々木会長)

木下委員、よろしいですか。

(木下委員)

はい。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。

秋葉委員、濱委員、よろしいでしょうか。特にございませんか。

ただいまの御説明について、御質問、御意見が特にございませんので、おおむね適当ということよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

それでは、おおむね適当ということにいたします。

(3) 報告事項

ア 清掃業務等における賃金実態調査の結果

イ 県石油商業組合北信支部等の独占禁止法違反に伴う入札参加停止措置について

(佐々木会長)

続きまして、報告事項に移ります。

「清掃業務等における賃金実態調査の結果」について、事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局)

資料6「清掃業務等における賃金実態調査の結果」について、御報告いたします。

資料の「1 取組方針」につきましては御覧のとおりですが、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度、または低入札価格調査制度を導入・拡大するという目的の下、この調査を実施しております。

「2 調査内容」につきましては、(1) 調査対象は、庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務は一般競争入札を行った業務を対象としております。消防用設備等点検業務につきましては、一般競争入札に加え、公募型見積合わせを行った業務から調査対象を抽出し、拡大して調査を行いました。

(2) の調査期間は、令和7年9月分としております。昨年度は消防用設備等点検業務以外は5月分、消防用点検分は9月分で調査をしていたところですが、今年度は全ての業務で9月分といたしました。

「3 調査結果」につきまして、(1) 回答数は御覧のとおりになります。任意の調査ですので、御協力いただけない会社もございました。

(2) 賃金実態調査の結果を御覧ください。調査結果を業務別にまとめてあります。上段が今年度、下段が昨年度の結果になります。全体的におおむね前年度並みの結果となっております。

表の右上、清掃業務の最低賃金帯割合を御覧いただきますと、最低賃金帯の数値が前年よりも低くなっております。最低賃金帯につきましては、表の枠外に記載がございますが、令和7年9月時点の最低賃金が998円でありましたので、その直近上位10円単位、今回でいうと998円から1,000円を最低賃金帯として設定させていただいております。

清掃については、多くの方が非正社員として働いているため、他の業務と比較して割合が高い状況となっておりますけれども、昨年度と比較すると割合が下がっております。これは昨年と調査の時期がずれていることも関係しているのかもしれないのですが、人手不足対策や最低賃金の上昇を見越して賃金をお支払いいただいているものと考えております。

次の21ページを御覧ください。

(3) 賃金分布状況です。こちらにつきましては、厚生労働省が公表している最低賃金の対象となる賃金に基づいて作成しております。最低賃金の対象となる賃金とは、基本給に精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除いた諸手当、例えば技能手当や資格手当になりますが、そういった手当を加えたものになります。

先ほど説明させていただいたとおり、清掃業務は非正社員として多くの方が働いていることや、ほかの業務と比べて特殊な技能が必要な現場が少ないことなどから、比較的前半に偏っている状況となっております。消防設備点検資格者など、業務に必要な資格を有している方がいるものについては、表の右側のほうに位置していると思われれます。

続いて、(4) R7 労務単価と調査結果の比較を御覧ください。こちらは国土交通省が公表している令和7年度建築保全業務労務単価の各職種、清掃員でいえば清掃員A～Cの労務単価を平均したものと調査結果の平均を比較しております。

一番左の緑色の棒グラフが労務単価の平均値、真ん中の青色が正社員の方の平均値、右側のオレンジ色が非正社員の方の平均値となっております。正社員の方に関して言えば、昨年同様各業務ともおおむね労務単価に近い金額となっております。

「4 調査結果の推移」を御覧ください。

調査結果の全てを平均した推移をグラフにまとめてございます。各年に2本ある棒グラフの左側は、下から、基本給平均、諸手当平均、賞与平均を積み上げて、合計額の推移を黒色の折れ線グラフで示してあります。

右側の棒グラフは、各年の最低賃金を示し、その推移をオレンジ色の折れ線グラフで示してございます。

昨年から追加した消防点検については、その結果を含んだものを緑色の点線で示してあります。平成28年を1.0とした場合に、調査時点の最低賃金の伸びはオレンジ色の折れ

線グラフのとおり 1.34 であるのに対し、平均賃金の伸びは黒い折れ線のとおり 1.50 ですので、単純に比較はできないんですけれども、最低賃金の伸び以上に平均賃金が伸びている結果となっております。

この賃金実態調査につきまして、冒頭に説明した最低制限価格制度、低入札価格調査制度の導入・拡大という目的に対しまして、導入済みの業務についても例年調査を行ってきております。例年平均賃金の上昇が確認できていることや、調査に当たっては受発注者双方に負担がかかることから、次年度の調査は最低制限価格制度の導入前後を調査するために、消防用設備等点検業務に限定して行ってまいります。

令和9年度以後の調査につきましては、現段階での具体的な想定はございませんが、大きな制度改正の際など、必要に応じて行ってまいりたいと思っております。

県としましては、引き続き適正な賃金水準を確保するために、最低制限価格制度、低入札価格調査制度の適用の拡大など検討してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等ございますか。

特にございませんか。秋葉委員、濱委員、よろしいですか。

(濱委員)

とても分かりやすくまとめていただいているので、よく理解できました。

(事務局)

ありがとうございます。

(佐々木会長)

では、続きまして、「県石油商業組合北信支部等の独占禁止法違反に伴う入札参加停止措置について」について報告をお願いします。

(事務局)

「県石油商業組合北信支部等の独占禁止法違反に伴う入札参加停止措置について」を御説明いたします。

22 ページ、資料7を御覧ください。

令和7年11月26日に公正取引委員会から、独占禁止法の規定に基づきまして、長野県石油商業組合北信支部に対し排除命令を、北信支部の支部員のうち17社に対し課徴金納付命令が出されました。

この処分に伴い、課徴金納付命令の対象事業者17社のうち、県の入札参加資格を有する10社に対し、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、令和7年12月5日から入札参加停止措置を行いました。

また、10社のうち5社に対しては、建設工事に関しましても入札参加資格を有しており

ましたので、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、同日に入札参加停止措置を行いました。

対象事業者は、2にごございます「入札参加停止措置内容」のとおりとなります。※のついでにしている社が、建設工事でも対象となった5社になります。

なお、期間につきましては、10社のうち9社に対しましては6か月間の停止措置となっておりますが、株式会社高見澤につきましては、別件で令和6年12月27日から令和7年2月26日の2か月間、入札参加停止措置となっております。要領において、当該期間の満了から2年間を経過するまでの間に入札参加停止措置要件に該当することとなったときには、短期加重として、別表に定められている短期の2倍の期間とすることになりますので、短期である4か月の2倍の8か月という期間で停止措置を行っております。

なお、以上の措置の内容につきましては、県の公式サイトにおいて公表するとともに、市町村等関係機関へ情報提供を行っております。

説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。御質問等ございますか。よろしいですか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

それでは、この件については御報告を承ったということにしたいと思っております。ありがとうございました。

以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。

3 その他

(佐々木会長)

会議事項、またはそれ以外について何かございましたらおっしゃってください。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

それでは、皆様、ありがとうございました。進行をお返ししたいと思います。

(事務局 契約・検査課 一由)

ありがとうございました。多くの事項につきまして、貴重な御意見、また慎重な御審議を賜りまして誠にありがとうございました。

それでは、次第「4 その他」でごございますが、事務局から1点御報告いたします。来年度令和8年度第1回目となります契約審議会につきましては、5月下旬の開催を予定し

ております。また、別途後日事務局から御予定の確認をさせていただきますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

そのほか、全体等を通じて委員の皆様から何かございますか。

< 「特になし」の声あり >

4 閉会

(事務局 契約・検査課 一由)

それでは、以上をもちまして「令和7年度 第4回 長野県契約審議会」を閉会とさせていただきます。

冒頭御説明いたしましたが、事前にお配りした資料につきましては、回収いたしますので、机上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(了)